

監 査 結 果 報 告 書
(令和3年1月21日付け報告)

企 監 第 67 号
令和 3 年 1 月 21 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小 田 利 隆
塩 尻 明 夫



監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を執行した結果を、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関	
経営管理部	経営管理部	村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、阪南水道センター、豊能水道センター、忠岡水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、太子水道センター、千早赤阪水道センター
事業管理部	事業管理部	
議会事務局	議会事務局	
監査委員事務局	監査委員事務局	

(3) 監査実施日

令和2年7月20日から同年9月11日まで

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

企 監 第 65 号
令和 3 年 1 月 21 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 小田 利
同 塩尻 明



監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を執行した結果を、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和元年度における工事の執行

(2) 監査対象

監査対象機関	監査対象工事
南部水道事業所	配水管布設工事（バイパス・堺市ほか）2工区

(3) 監査実施日

令和2年12月15日

(4) 監査の実施方針

令和元年度における工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2. 監査の結果

監査対象工事の執行は、おおむね適正であることを認めた。

企 監 第 66 号

令和 3 年 1 月 21 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小田 利昭
塩尻 明夫



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

令和2年6月から令和2年10月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

令和2年9月28日から令和2年12月16日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、确实、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。